

中小企業の皆様へ（期間限定）相談窓口開設しました。

気軽にご相談ください。専門のアドバイザーが常駐しています。

無料です。

「省エネ駆け込み寺」を開設しました。

地球温暖化を防止するため、中小企業の省エネがこれまで以上に求められています。省エネについて勉強したい、省エネを実践したいとお考えの中小事業者の皆様に向けた省エネ相談窓口を開設しました。この機会に省エネ専門家に相談しませんか？

（相談の形態）

1. 電話・FAX・メールによる相談
2. 窓口に来訪いただいで面談による相談
3. 相談員が事業所を訪問しての相談
4. 診断員が事業所を訪問しての省エネ診断

（相談の例）

1. 省コスト、省マネーがどの程度期待できるかを知り
2. エネルギー使用量や温暖化ガス排出量を知りたい。
3. 同業種での省エネ事例を知りたい。
4. 省エネ推進の方法を相談したい。



- 相談期間 12月15日から2月中旬の月曜日～金曜日 13:00～17:00
(土日、祝祭日は休み)専門の相談員が常駐しています。
- 開設場所 横浜市地球温暖化対策推進協議会事務所
(横浜市中区真砂町4-33 木下商事ビル 4F)
- 実施組織 横浜市地球温暖化対策推進協議会・関東経済産業局
- 協力 横浜市地球温暖化対策事業本部
- 問合せ先 電話:045-681-9910 FAX:045-681-3934
メール:yokohama@team-co-do30.jp
ホームページ:<http://yokohama.team-co-do30.jp/>

省エネルギー診断を希望される方へ

無料です。

対象となる事業者は横浜市内に事業所のある中小事業者です。(中小企業基本法第2条の定めによる)

[中小事業者の定義]

業種:従業員規模・資本金規模

製造業・その他の業種:300人以下又は3億円以下

卸売業:100人以下又は1億円以下

小売業:50人以下又は5千万円以下

サービス業:100人以下又は5千万円以下

[小規模事業者の定義]

業種:従業員規模

製造業・その他の業種:20人以下

卸売業・小売業(飲食店含む)・サービス業:5人以下

省エネルギー診断にあたっての留意点

- ①省エネルギー診断事業では、診断の事前にデータの収集(電気料金、ガス料金、重油や灯油等の料金)が必要です。さらに、診断実施の際にはご担当者等の立ち合いのご協力をお願いします。
- ②省エネ診断によって得られたデータ等は、本協議会の省エネルギー普及啓発事業や本事業の委託元の経済産業省への報告に活用させていただきます。本事業により協議会が知り得た個人情報等は本事業以外には使用しません。また、個別の事業所のお名前を出す事はありません。

省エネルギー診断について

ご希望の事業所に省エネ専門家が直接訪問し、エネルギー消費実態を中心とした省エネルギー診断を実施して改善箇所を見つけ出し、今後の改善対策の立案に協力します。

診断方法	現地診断:1日間 改善計画案作成:診断から1~2週間後
対象事業者	中小事業者
申込方法	省エネルギー診断申込用書による申し込み

別添

省エネルギー診断申込書

平成 年 月 日

会社名等	
所在地	〒
申込責任者	(所属)
	(役職)
	(氏名)
ご担当者 (連絡窓口)	(所属)
	(役職)
	(氏名)
	電話番号 — —
	FAX 番号 — —
	メールアドレス
	(連絡先が上記所在地と異なる場合) 〒
診断対象事業所	(事業所名、建物名)
	(連絡先が上記連絡窓口と異なる場合) 所在地 電話番号・FAX 番号